

第 7 4 号議案

中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 1 1 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、規定を整備する必要がある。

## 中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例

中野区立幼稚園条例（昭和42年中野区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定子ども（以下単に「支給認定子ども」という。）の同項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）は、別表に定める保育料を納付しなければならない」を「教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、無料とする」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「教育委員会規則」を「中野区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条を第3条とする。

別表を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の中野区立幼稚園条例の規定は、令和元年10月1日以後の幼稚園の利用に係る保育料について適用し、同日前の幼稚園の利用に係る保育料については、なお従前の例による。